

大学院自然科学研究科博士後期課程における博士論文の審査等に関する取扱要項

(令和2年4月1日制定)

[令和4年10月26日最終改正]

(趣旨)

第1条 この要項は、学位規則自然科学研究科博士後期課程細則（以下「細則」という。）第47条の規定に基づき博士論文の審査等に関し、必要な事項を定める。

(関連論文等)

第2条 細則第6条、第12条、第28条及び第34条の申請書類等のうち関連論文等は、論文目録に記載した関連論文（博士論文作成の基礎となった論文）及び参考論文（博士論文の内容とは直接関係しないが、審査上参考になる論文）とする。

(予備審査の申請期間)

第3条 細則第7条及び第29条の予備審査の申請期間は、土曜日、日曜日及び休日を除く月の初日から20日までの間とする。ただし、20日が休日に当たるときは、その翌日（その日が休日に当たるときは、翌々日（その日が休日に当たるときは19日））とする。

(課程博士の申請条件)

第4条 細則第9条の予備審査委員会においては、細則第5条の申請資格及び次の各号の条件を充たしているかを審査するものとする。この場合において、必要と認められるときは、書類等の追加提出を求めることができるものとする。

- 一 博士論文は、信頼のおける査読システムを持つ学術雑誌に掲載された論文及び掲載され得る論文又はこれらと同等と認められるものを基に独自に作成されたものであること。
- 二 関連論文（博士論文作成の基礎となった論文）は、原則として申請時までに掲載済み又は掲載決定している学術論文でなければならない。
- 三 関連論文は以下の基準を満たしていなければならない。

教育研究分野	関連論文の数等に関する基準
知能情報デザイン学分野 物理・マテリアル工学分野 機械・電気電子工学分野 地球科学分野 環境共生科学分野 物質化学分野 建築デザイン学分野	関連論文のうち少なくとも二編は信頼のおける査読付き論文であり、そのうち少なくとも一編は、申請者が筆頭著者又はそれに相当する者で、かつ自然科学研究科博士後期課程入学以降に執筆したと判断される論文であること。
数理科学分野 生命科学分野	関連論文のうち少なくとも一編は信頼のおける査読付き論文であり、かつ申請者が筆頭著者又はそれに相当する者で、自然科学研究科博士後期課程入学以降に執筆したと判断される論文であること。

上記のほか、関連論文は別表に定める基準を満たさなければならない。

- 四 関連論文のうち、共著のものについては、申請者が共同研究において主たる役割を務め、共著者が過去においていずれの大学に対しても博士論文として申請していないこと。

(論文博士の申請条件)

第5条 細則第31条の論文予備審査委員会においては、細則第25条の申請資格及び次の各号の条件を充たしているかを審査するものとする。この場合において、必要と認められるときは書類等の追加提出を求めることができるものとする。

一 博士論文は、信頼のおける査読システムを持つ学術雑誌に掲載された論文及び掲載され得る論文又はこれらと同等と認められるものを基に独自に作成されたものであること。

二 関連論文(博士論文作成の基礎となった論文)は、原則として申請時までに掲載済み又は掲載決定している学術論文でなければならない。関連論文のうち、少なくとも二編については、信頼のおける査読付き、かつ申請者が筆頭著者又はそれに相当する者であること。さらに、関連論文は別表に定める基準を満たさなければならない。

三 関連論文のうち、共著のものについては、申請者が共同研究において主たる役割を務め、共著者が過去においていずれの大学に対しても博士論文として申請していないこと。

(共著者の承諾)

第6条 第4条第1項第4号及び前条第1項第3号の確認については、別紙1の共著者の承諾書及び別紙2の共著論文研究要旨を提出させるものとする。この場合において、共著者の承諾書は、共著者が博士の学位を取得している場合は、別紙3の主指導教員又は担当教員の確認書をもって代えることができるものとする。

(博士論文審査の申請時期)

第7条 細則第13条及び第35条の博士論文審査の申請時期は、土曜日・日曜日及び休日を除く月の初日から20日までの間とする。ただし、20日が休日に当たるときは、その翌日(その日が休日に当たるときは、翌々日(その日が休日に当たるときは19日))とする。

(議決)

第8条 細則第21条第2項及び細則第42条第2項の議決に当たっては、無記名投票を行うものとする。

附 則

この要項は、令和2年4月1日から実施する。

附 則 (令和2年12月23日一部改正)

この要項は、令和3年1月1日から実施する。

附 則 (令和4年10月26日一部改正)

この要項は、令和4年10月26日から実施する。

別表

関連論文に関する教育研究分野ごとの基準

教育研究分野	関連論文に関する基準
数理科学分野	関連論文は信頼のおける査読システムを持つ学術雑誌への掲載論文又は国際会議プロシーディングとする。
知能情報デザイン学分野	関連論文は信頼のおける査読システムを持つ学術雑誌への掲載論文（レターを含む。）又は国際会議プロシーディングとする。
物理・マテリアル工学分野	関連論文は信頼のおける査読システムを持つ学術雑誌への掲載論文（レターを含む。）又は国際会議プロシーディングとする。
機械・電気電子工学分野	関連論文は信頼のおける査読システムを持つ学術雑誌への掲載論文（レターを含む。）又は国際会議プロシーディングとする。
地球科学分野	関連論文は信頼のおける査読システムを持つ学術雑誌への掲載論文（レター，ノート[短報]を含む。）あるいは説明書付地質図幅とする。国際会議プロシーディングは対象としない。
環境共生科学分野	関連論文は信頼のおける査読システムを持つ学術雑誌への掲載論文（レター，ノート[短報]を含む。）又は国際会議プロシーディングとする。
物質化学分野	関連論文は信頼のおける査読システムを持つ学術雑誌への掲載論文（レター，ノート[短報]を含む。）とする。国際会議プロシーディングは対象としない。
建築デザイン学分野	関連論文は信頼のおける査読システムを持つ建築関連の学協会における審査付き論文（技術報告を含む。）及び国際会議プロシーディングとする。研究分野に応じて，一定水準以上と認められる設計競技の受賞作品も含めることができる。
生命科学分野	関連論文はインパクトファクターの付いた学術雑誌への掲載論文（レター，ノート[短報]は含まない。）とする。国際会議プロシーディングは対象としない。